

日学保第271号
令和7年12月1日

都道府県・指定都市学校保健（連合）会様
都道府県・指定都市教育委員会 学校保健担当課 様
都道府県・指定都市福祉保健部局
保育所担当課、保健所担当課 様

公益財団法人 日本学校保健会
会長 松本吉郎
(公印省略)

学校等欠席者・感染症情報システムに係る
申請機能の実装について（通知）

平素より本会事業にご支援を賜り感謝申し上げます。

学校等欠席者・感染症情報システムにつきまして、新機能として「施設の新規登録申請」「施設名称・施設区分の変更申請」の申請機能が実装されました。

原則として教育委員会・保育担当課等の統廃合申請の権限を持つ行政機関のみこの機能を使用することができます。つきましては、下記によりご対応いただきますようお願いします。

また、都道府県・指定都市学校保健会には本文書を教育委員会並びに福祉保健部局の担当課に伝達していただきますようお願いいたします。

*本文書は学校保健会事務局が教育委員会外に設置されている学校保健会には、教育委員会主管課宛にも同様の文書を送信しています。

記

1. 「施設の新規登録申請」「施設名称・区分の変更申請」の新機能について

統廃合申請の権限を持つ行政機関は本システム上部メニューの一番左に「申請」アイコンが追加されます。今後、学校・保育園等の「施設の新規登録申請」「施設名称・区分の変更申請」はこの申請機能を使って申請してください。操作方法等の詳細はマニュアルをご参照ください。
この申請は期限を設けずいつでも利用可能となります。

また、この申請機能の実装に伴い、既にご利用頂いている年度末の「統廃合申請」の機能から「施設の新規登録申請」「施設名称・施設区分の変更申請」を削除致しましたのでご了承ください。

2. 上記の申請機能では、申請できない項目について

- (1)「廃校・廃園申請」「中学校区変更申請」は引き続き年度末の「統廃合申請」から申請してください。（例年1月～3月上旬までの期間）
- (2)初めて導入される自治体や学校・保育園以外の団体（医師会等）の新規登録については今まで通り下記の要項に従ってお申し込みください。

https://www.gakkohoken.jp/files/ccenter/system/2024/04/2024new_reception.pdf

3. 問合せ先

お問合せは下記問い合わせシステムからご連絡ください。

<https://school.953862.net/inquiry/view.php?page=login>